

国際最低課税額に対する法人税等の見直し(グローバルミニマム課税)

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

国際的な法人税引下げ競争を防止するため、各国ごとに最低15%以上の課税を確保するグローバル・ミニマム課税の導入が2021(令和3)年10月にOECD加盟国等の間で合意された。

グローバル・ミニマム課税は①所得合算ルール、②軽課税所得ルール、③国内ミニマム課税の3つのルールからなる。

2023(令和5)年度税制改正において①所得合算ルールが法制化され、②軽課税所得ルール、③国内ミニマム課税は2024(令和6)年度以降の法制化が検討されることとなった。

今年度改正では、①所得合算ルールについて国際的な議論を踏まえた見直しが行われ、②軽課税所得ルール、③国内ミニマム課税の法制化は見送られることとなった。

グローバル・ミニマム課税は連結総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される。

(2) 内容

① 所得合算ルール: 適用免除基準の見直し(QDMTTセーフハーバー導入)、外国税額控除の見直しなど

② 軽課税所得ルール: 今年度改正では法制化されず、**2025(令和7)年度税制改正以降**の法制化検討

③ 国内ミニマム課税: 今年度改正では法制化されず、**2025(令和7)年度税制改正以降**の法制化検討

(3) 適用時期

大綱に記載なし

2. 改正の内容

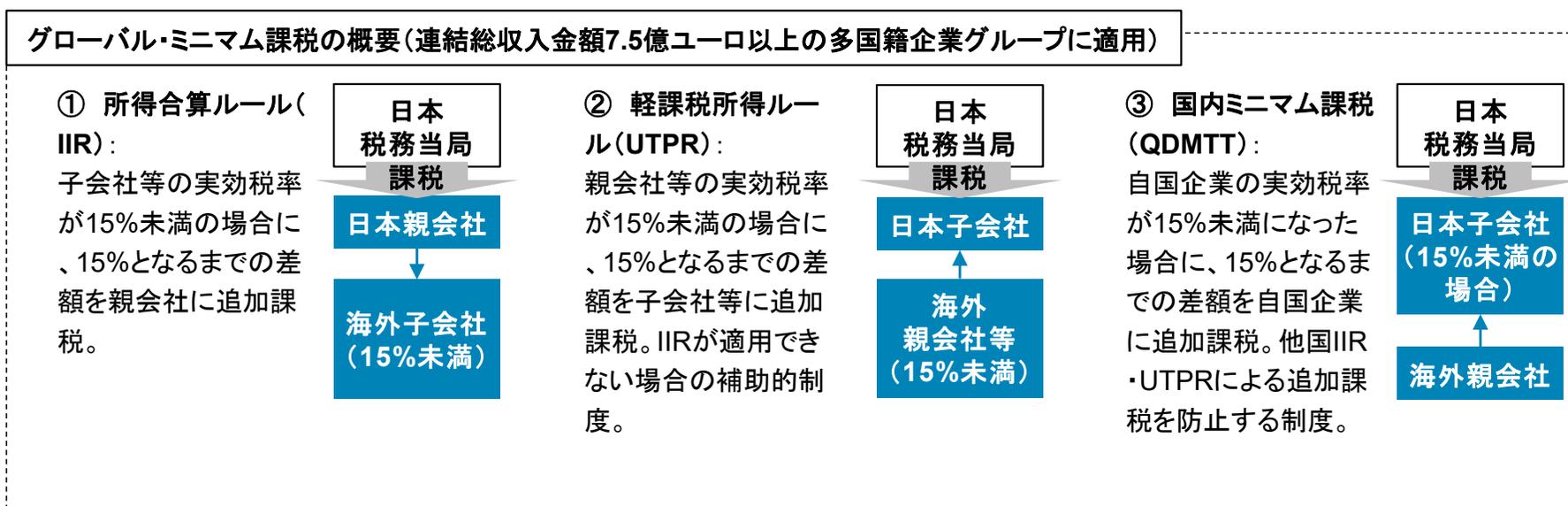
(1) 趣旨・目的

国際的な法人税引下げ競争を防止するため、各国ごとに最低15%以上の課税を確保するグローバル・ミニマム課税の導入が2021(令和3)年10月にOECD加盟国等の間で合意された。

グローバル・ミニマム課税は下図①～③のルールから構成される。

2023(令和5)年度税制改正において「①所得合算ルール(IIR)」が法制化、「②軽課税所得ルール(UTPR)」及び「③国内ミニマム課税(QDMTT)」は2024(令和6)年度以降の法制化が検討されることとなった。

グローバル・ミニマム課税は連結総収入金額が7.5億ユーロ以上(換算レートが160ユーロ/円の場合1,200億円以上)の多国籍企業グループに適用される。



2. 改正の内容

(2) 内容

○ 所得合算ルール(IIR)の見直し

所得合算ルール(IIR)について、OECDから発出されたガイダンスの内容等を踏まえた見直しが行われる。

1. 適用免除基準の見直し(QDMTTセーフハーバーの導入)

外国子会社等が所在地国で、一定の要件を満たす国内ミニマム課税(QDMTT)を課されることとされている場合、その所在地国での所得合算ルール(IIR)の適用が免除される。なお、この適用免除基準をQDMTTセーフハーバーという。

2. 情報申告制度の提供事項の見直し

2023(令和5)年度税制改正の所得合算ルール(IIR)の法制化に合わせてグローバル・ミニマム課税実施のために必要な情報を申告する制度(情報申告制度)が法制化された。

この制度において提供が求められる情報が、提供義務者の区分に応じて見直される。

3. 外国税額控除の見直し

外国税額控除の対象外: ・ 外国の所得合算ルール(IIR)に相当する税

- ・ 外国子会社等に課される外国の軽課税所得ルール(UTPR)又はこれに相当する税

外国税額控除の対象: 外国の国内ミニマム課税(QDMTT)に係る税

4. その他

その他、課税標準の計算について、OECDのガイダンス等を踏まえた見直しが行われる。

2. 改正の内容

(2) 内容

- 軽課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)の法制化(今年度改正では法制化されず)
OECD等での議論が継続していることもあり、軽課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)については、今年度改正では法制化せず、2025(令和7)年度税制改正以降の法制化を検討することとなった。

3. 適用時期

大綱に記載なし

4. 実務上の留意点

- グローバル・ミニマム課税についてのOECD等での議論は継続している。これらの議論を踏まえた見直しや改正が見込まれるため、今後の議論のキャッチアップが重要である。
- 軽課税所得ルール(UTPR)と国内ミニマム課税(QDMTT)の法制化については、2025(令和7)年度税制改正以降の検討事項となっており、今後の情報を確認する必要がある。